

## 貸金業者による不当な過払い金支払い義務逃れを許すな



弁護士法人  
アディーレ法律事務所  
代表弁護士・再生コンサルタント  
石丸幸人（東京弁護士会所属）



「多重債務者の救済・支援のために、ヤミ金との交渉も積極的に行う熱血弁護士。テレビ朝日系『スーパーモーニング』（毎週木曜日）にコメンテーターとして出演中。



現在注目を集める若手弁護士  
36歳・北海道室蘭市出身

●9月12日、消費者金融準大手の三和ファイナンスの過払い金債権者約600人が、東京地裁に対して、同社の破産と資産の保全を申し立てました。全国展開している消費者金融に対し、過払い金をめぐって債権者が破産を申し立てるのは、今回が初めての事例となります。

●同社は首都圏を中心に一時は全国で約400店舗を擁したこともある準大手で、一般消費者向けの小口融資により、2004年には約459億8,300万円の年収入高を計上していました。しかし改正貸金業法の成立にともなうグレーゾーン金利問題で利用者数が激減。昨年4月には複数の店舗での違法な取り立てなどが発覚し、金融庁から全店舗に対し約2カ月間の業務停止命令が出されました。その後、人員削減、店舗の閉鎖などを進め、現在は新規の貸付を停止しています。

●三和ファイナンスはもともと、取引履歴の開示請求に対し「倉庫に行って明細を探すから」と時間稼ぎをする、居留守を使って交渉に応じない、支払いには同意するものの大幅なカットを要望するなど、過払い金請求に対して非協力的な態度を見せてきました。それでも一応の交渉は可能で、訴訟となればそれなりの支払いを行ってきましたが、今年に入ってから、更に大幅なカットを要求する、訴訟を無視するなど悪行がエスカレートしていました。

●その後、口座を差し押さえたがカラだった、同社支店のATMに強制執行したところ2万円しか入っていなかったなどの事案が累積。ところがその一方で、同社は投資を受けているファンドへの負債約500億円の返済は順調に行っています。今回の破産および資産の保全の申し立ては、違法な移し替えによる同社資産の散逸を防ぎ、約3億2,000万円の過払い金返済に充てさせるために行われたものなのです。これに対して同社は「破産するような状況ではなく審尋の場で社の主張をさせてもらおう」とコメントしています。しかし、返還に応じない状況そのものが、債務超過による支払い不能により「破産するような状況」にあることを露呈していると言えるでしょう。

●過払い金請求を放置する消費者金融は、三和ファイナンス以外にも数多くあります。23日には上毛ローン上毛興信に債権者約40人が破産申立を行いました。今後も同様の事例は続くものと予想されます。今回の破産申立をきっかけに、業界内に広がる“放置すれば過払い金を支払わなくていい”という悪しき風潮が食い止められ、債権者が真に守られることを願わずにはいられません。

【アディーレ法律事務所について】個人・中小企業の債務整理専門の法律事務所。代表弁護士の石丸幸人が、約4年前に、自宅の一室で弁護士業務をスタートし、これまでに約1万6,000件の債務整理案件の処理を行う。現在、所員は200名を超え、サンシャイン60に事務所を構える。ヤミ金がらみの債務整理案件も積極的に取り組み、全国に500万人ともいわれる潜在多重債務者の救済・支援のために、事務所の全国展開を目指している。

本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせ、および、代表弁護士・石丸幸人への取材等については、多重債務者の救済・支援に貢献できる内容であれば、いつでもご協力させていただきます。

<お問い合わせ> 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報担当：山田 TEL: 03-5950-0268

〒170-6037 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60/37F Email:s.yamada@adire.jp URL:http://www.adire.jp